

令和6年度 いじめ防止基本計画



いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」を言う。

（いじめ防止対策推進法第2条）

※けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

中野市立豊田小学校

1 いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもたちの「教育を受ける権利」を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

本校では、学校・家庭・地域が連携して、いじめの防止及びいじめ問題の早期発見・克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25 年法律第71 号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの防止や早期発見、対処のための対策を総合的かつ迅速・効果的に推進するために「いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 基本理念

いじめが全ての子どもにかかわる問題であることから、子どもたちが安心して学習したり、生活したりできるように、いじめ防止の対策は、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うべきものです。

また、いじめ防止の対策は、いじめられた子どもの心や身体に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて、子どもたちが十分に深く理解できるように行うことも必要です。

さらに、いじめ防止の対策は、市・学校・家庭・地域だけでなく、国や県、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

2 いじめ防止に向けた日常的な取組み

(1) 学級経営・日々の授業の充実

- ・生徒指導係や研修係、高学年会や低学年会と協力し、先生方が学級経営や授業づくりについて相談しやすい環境づくりを進める。

(2) 道徳教育の充実

- ・道徳の授業を通して、自他共に認め合える「人権感覚」の向上を図る。

(3) 児童が主体的に取り組む活動を利用して相手の個性を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができる能力を高める。

(4) 相談体制の整備

- ・Q-U 検査の結果の考察などを盛り込んだ職員研修を研修係と協力して行う。
- ・スクールカウンセラーとの連携をとり相談できる環境を整える。また、必用に応じて担任以外の職員も教育相談を実施できるようにする。

(5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- ・メディアへの依存が高いことが R3 のアンケートから見られたため、インターネットで行われているいじめやトラブルについても積極的に対応する。また、事案がわかった場合は委員会を招集して対応する。
- ・必要に応じて「県警スクールサポーター」などへの連絡・相談をする。

(6) 学校間の連携協力体制の整備

- ・豊田保育園や豊田中学校との情報交換や交流学习等を行う。

(7) 職員研修の充実

- ・生徒指導の視点からも互いの授業を見合う機会を多くする。
- ・教師による不適切な言動や認識、差別的な態度や言動がないかチェックを行う。
- ・障がい等がある人々についての理解を深め、対応について学び合う。
- ・人権感覚を養う研修を必要に応じて行う。(研修係と協力)

3 いじめの早期発見および基本的な対応

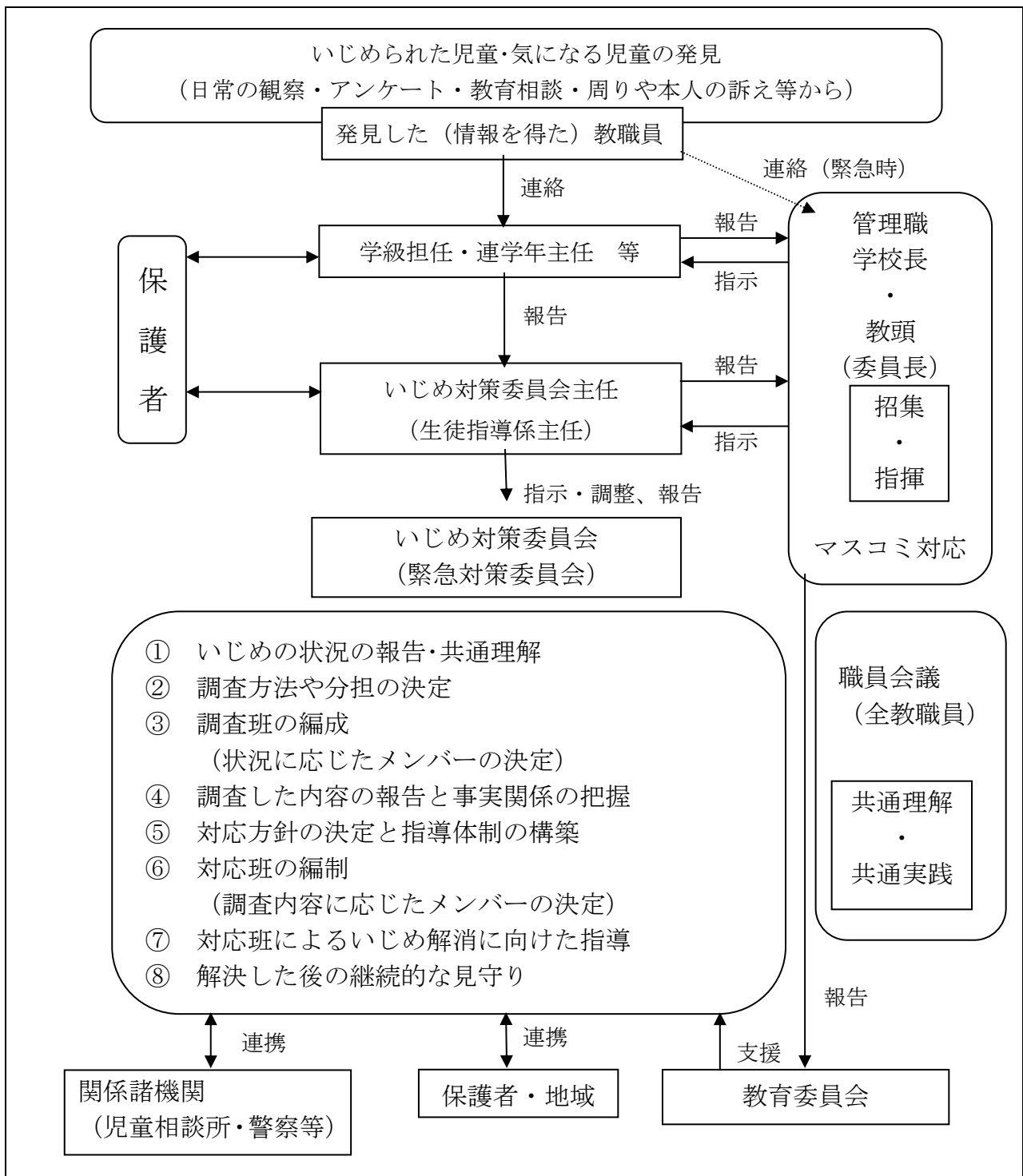
(1) 「未然防止」のための日常的な取り組み

- ・休み時間や放課後の児童の様子、生活ノート等での児童との日常のやりとり、また定期的なアンケート調査や教育相談個人面談や家庭訪問等を通して児童の様子に関する情報を集める。
- ・毎朝の登校時の様子等で気になる児童がいた場合は、担任にすぐ伝える。
- ・専科の先生や養護教諭の先生と気になる児童についての情報交換を密に行う。
- ・低学年会、高学年会でも、児童の様子について情報交換を積み重ねる。気になる様子が1か月近く続いている児童については、職員会で話題に出す。多くの職員がその児童と関わっていけるようにする。(例 朝の登校時や委員会の当番活動での声がけ、遊んでいる時の声がけ 等)
- ・児童や保護者、教職員が相談できるような体制を整備し周知する。
- ・毎月25日を目安に、SOSシートを実施し、必要に応じて個別に聞き取りを行う。聞き取りシートを教頭に提出し、情報共有する。
- ・「教師のチェックリスト」を一学期に一回は活用する。
- ・「児童の样子のチェックリスト」も、気になる児童の変化をとらえるために、適宜、活用する。
- ・児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。
- ・保護者からの相談には、家庭訪問や面談、必要に応じて市子ども相談室相談員、教育委員会、SC、SSWなど関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) いじめが起きたときの対応

- ①関係職員を招集し、委員会で事実を確認する。
- ②事実をもとに、関係児童に対する指導や保護者への対応について協議し、委員全員で対応する。
- ③必要に応じて、下記に相談したり資料を参考したりして対応にあたる。
 - ・学校生活相談センター(24時間子どもSOSダイヤル) 0120-0-78310
 - ・子ども支援センター(県民文化部こども・家庭課設置) 0800-800-8035
 - ・長野県 いじめ対応充実の手引きを参考にする。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kokoro/shido/tebiki.html>



【いじめ問題への取り組みの年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	← 事案発生時、緊急いじめ不登校対策委員会の実施 →											
	いじめ不登校対策委員会 ・方針 ・計画 *職員会で共通理解		いじめ不登校対策委員会 ・1学期の反省 ・2学期の計画 日時は4月中に検討する。						いじめ不登校対策委員会 ・本年度のまとめ ・来年度の計画 日時は4月中に検討する。			
	学年PTAで 保護者への人権 感覚を大切する ことの啓発											
	職員会		職員研修									
	学級づくり 人間関係づくり		なかよし旬間				なかよし旬間		道徳・特活の指導計画を係と協力して見直す			
			なかよしアンケート＋Q・U				なかよしアンケート＋Q・U		保護者学校評価			